

青森県報

第四千二百七十二号

平成二十九年
三月十日
(金曜日)

目次

告 示

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こらど)	一
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………	(みらい)	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………	(障害福祉課)	一
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(河川砂防課)	二
右 同……………	(西北地域)	二
公 告……………	(県北地域)	三
右 同……………	(下北地域)	三
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更……………	(林政課)	三
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域)	三
右 同……………	(県北地域)	三
出先機関……………	(上北地域)	四
道路の位置の指定……………	(県北地域)	四
選挙管理委員会……………	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(事務局)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………	(事務局)	五
政治資金規正法による資金管理団体がなくなった旨の届出……………	(事務局)	五

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則…………… (警務課) 六

告 示

青森県告示第百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
サカ工業局布屋	五所川原市字弥生町四の一	平成 二九・三・一

青森県告示第百七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所の名称	所在地	廃止年月日
		障害児通所支援			

社会福祉法人北心会	十和田市西一十番町六の一四	児童発達支援	わがんせ	三沢市大字三沢一丁目堀口一七の七八	平成 三元 三三
-----------	---------------	--------	------	-------------------	-------------

青森県告示第百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十七年十二月二十八日青森県告示第九百六十六号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

次のとおり改める。

甲平ノ下急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（ただし村道甲新団地支線を除く）。
この場合において、標柱八号と標柱九号を結んだ線は国道二七九号右側官民地境界線、標柱一号と標柱九号を結んだ線は村道甲新団地線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	下北郡風間浦村	下風呂	甲平ノ下	二の三六
二	"	"	"	二六の三
三	"	"	"	九の一
四	"	"	"	一五の三
五	"	"	"	一五の四
六	"	"	"	一五の一六
七	"	"	"	一五の一七

九	八	甲平ノ下	二の三
"	"	"	二の二九

青森県告示第百八十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届出事項	期間	場所
小泊 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一五の一 久保田 一	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山八九八 久保田 慶 一 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊一七 佐藤 輝 男	平成二十九年三月十日から 同月二十四日まで	小泊漁業協同組合
下前 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三五 工藤 益 雄 北津軽郡中泊町大字小泊字下前二九 磯野 忠 則 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三四の五 柏崎 智 好	北津軽郡中泊町大字本町三八 富田 重 基 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九の一 三ツ谷 孝 幸 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九の三三 八熊 博 志	同右	下前漁業協同組合
鰺ヶ沢 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町三八 富田 重 基 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九の一 三ツ谷 孝 幸 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九の三三 八熊 博 志	同右	同右	鰺ヶ沢漁業協同組合

風合瀬 西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二三四の三 坂崎 清美	同右	風合瀬漁業 協同組合
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の四 山本 豊		
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八九の四 山本 忠則		

青森県告示第百八十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
野牛	野牛 下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五三國 優 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平三五の八 住吉 均 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五の七 圓子 紀之	平成二十九年 三月十日から 同月二十四日 まで	野牛漁業協 同組合
易国間	下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二越膳 稔徳 下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の五 金田一 善唯 下北郡風間浦村大字易国間字桑畑二坪田 久雄	同右	易国間漁業 協同組合

公 告

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により、指定した松くい虫に係る高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次の図のとおり変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により公表する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西北地域農政局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。）

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社澤総建工業
- 二 代表者の氏名 澤純一
- 三 主たる営業所の所在地 平川市唐竹薬師沢一〇二の九

横浜 上北郡横浜町字大豆田一の一 二木 春美 上北郡横浜町字下川原四の八 天間 幸人 上北郡横浜町字夷ヶ沢平九の七 森川 末勝	同右	横浜町漁業 協同組合
--	----	---------------

四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第二〇〇六五二号
 五 取消年月日 平成二十九年二月二十一日
 六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実

平成二十九年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八嶋建設
- 二 氏名 八嶋幸喜
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字上清水目二九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第五〇〇五五一号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成二十九年二月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

上北地域県民局長 山 田 裕

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字三本木字千歳 森三三二の一	六二・二四メートル	六・〇〇メートル	平成 元・二・二六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

大輝会	の政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届 出 年 月 日
工藤 武司		小笠原 道	八戸市城下四丁目一〇	衆議院議員	工藤 武司	平成 元・二・二〇	

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
自由民主党稲垣支部 (佐々木 慶和)	主たる事務 所の所在地	つがる市稲垣町 豊川藤ヶ森一の 六	つがる市稲垣町 豊川初瀬山三四 の一	平成 二九・一・三
会計責任者	長内 隆寛	斉藤 幸洋		

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
山口孝夫後援会 (中村 英則)	代表者	中村 英則	佐藤 幸孝	平成 二九・一・三
葛西清人後援会 (村上 敏明)	会計責任者	伊藤 正一	片岡 敬章	
山田和宗後援会 (渋谷 謙二)	主たる事務 所の所在地	五所川原市字中 平井町一の二	五所川原市字柏 原町六四	
代表者	渋谷 謙二	濱田 健司		

富士幸雄後援会 (村岡 嘉夫)	代表者	村岡 嘉夫	宇野 福蔵	二九・二・三〇
--------------------	-----	-------	-------	---------

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
恒星会	倉岡 健次郎	平成二九・二・六

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 月 日 定
工藤 武司	衆議院議員	大輝会	八戸市城下四丁目 一四の二〇	平成 二九・二・七

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

倉岡 健次郎	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
恒星会			平成元・二・六

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

- 六 公文書類の編集及び保存に関すること。
- 七 情報の公開に関すること。
- 八 個人情報保護に関すること。

第三条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第四条中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

- 八 犯罪被害者支援に関すること。
- 九 犯罪被害者等給付金等の支給に関すること。
- 十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。
- 十一 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）

第三条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関すること。

第五条中第四号から第七号までを削る。

第十条の四中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに係る総合的な企画、調整及び運用に関すること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

<p>（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	